

平成21年度  
国際化拠点整備事業  
(グローバル30)  
公募要領

平成21年4月  
文部科学省

# 目次

1 事業の背景・目的	1
2 事業の概要	1
(1)対象機関	1
(2)選定件数	1
(3)実施期間	2
(4)大学の国際化に向けた取組の実績及び教育研究水準	2
(5)対象とする構想	2
(6)構想の策定	5
(7)申請件数	5
(8)費用	5
3 選定方法等	6
4 事業の実施	6
5 提出書類等	7
6 その他の留意事項	8
7 問い合わせ先・スケジュール等	8
(別添1) 経費の使途可能範囲	
(別添2) 平成21年度国際化拠点整備事業 構想調書 作成・記入要領	

# 平成21年度 国際化拠点整備事業 公募要領

## 1.事業の背景・目的

急速なグローバル化や世界の有力大学間の競争が激化する中、我が国の大学においては、優れた留学生の獲得や戦略的な国際連携により、大学の国際競争力の強化、留学生等に魅力的な水準の教育等を提供するとともに、留学生と切磋琢磨する環境の中で国際的に活躍できる高度な人材を養成することが急務です。

我が国の大学の国際化については、現在、例えば、英語のみで学位が取れる学部・研究科や、外国人教員の割合、留学生比率の水準は高いものとは言えません。その一方で、海外においては、欧州のエラスムス計画、エラスムス・ムンドゥス計画の実施、アジア各国における留学生受入増大の計画など、積極的な国際化が進められています。

こうした状況の中で、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)においては、我が国の留学生受入れの拠点となる質の高い国公立大学をコンペ方式で全国・各分野をトータルで30校程度選定し、英語で受講・卒業できるコースの創設や、国際公募による優秀な教員の採用等の措置を講ずることとされたところです。また、「留学生30万人計画」骨子(平成20年7月29日文部科学省・外務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省策定)においても、留学生を惹きつける魅力ある大学づくりとして、英語のみによって学位取得が可能となるなど大学等のグローバル化と大学等の受入れ体制の整備について支援を重点化して推進することとし、「国際化の拠点となる大学を30選定し重点的育成」することとされました。

以上を踏まえ、平成21年度予算においては、国公立大学を対象に、当該大学の機能に応じた質の高い教育の提供と、海外の学生が我が国に留学しやすい環境を提供する取組のうち、12件程度を選定して、英語による授業等の実施体制の構築や、留学生受入れに関する体制の整備、戦略的な国際連携の推進等、我が国を代表する国際化拠点(以下「拠点」という。)の形成の取組を総合的に支援します。

## 2.事業の概要

### (1) 対象機関

我が国の国公立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校(学校法人が設置する大学に限る。))のうち、以下の要件を満たす大学

○留学生の受入人数が平成20年5月1日現在、大学全体で300人以上

※ 上記の留学生は、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に限ります。

○海外拠点を1箇所以上運営している実績がある

※ 本事業に言う「海外拠点」とは、我が国の大学が教育等の国際交流に資するために海外に設置している教育施設、事務所等であり、主な役割としては、現地における教育の提供、現地の留学生及び研究者受入れに向けたリクルート活動を行うものを指します。

### (2) 選定件数

12件程度。(うち、海外大学共同利用事務所を運営するものを8件程度指定予定。)

なお、「教育再生懇談会第1次報告(平成20年5月26日)」を踏まえ、採択拠点の決定にあたり、地域配置、国公立バランスに配慮します。

(3) 実施期間

5年間。

なお、支援開始3年目に平成22年度までの取組状況に関する中間評価、支援終了後(支援開始から6年目の平成26年度)に支援期間全体の実績に関する事後評価を実施します。中間評価の結果を踏まえ、計画の変更、中止も含めた見直しを行うこともあります。

(4) 大学の国際化に向けた取組の実績及び教育研究水準

拠点となる大学(以下、「拠点大学」という。)においては、大学の国際化に向けた取組として、留学生の受入・支援体制や、日本人学生の海外派遣、外国人教員の採用、海外大学との継続的な教育連携(国際的なネットワークへの参加、大学間の連携による新たな教育プログラムの導入)、国際化に向けた組織体制等についての実績が求められます。

また、当該拠点大学の教育研究水準を保証する上で、大学院における適切な学位授与の実施が相当程度(修士、博士の授与実績の合計が平成18～20年度の3か年平均で340件以上)、科学研究費補助金の採択件数(新規採択分+継続課題分)が相当程度(平成18～20年度の3か年平均で130件以上)あることが求められます。

※ 本事業にいう科学研究費補助金は、以下の種目を指します。

特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、基盤研究、萌芽研究、若手研究、学術創成研究費、特別研究促進費

(5) 対象とする構想

本事業の対象となる国際化拠点の整備に係る構想(以下、「構想」という。)は、当該大学の中長期的なビジョンの下に国際的に質の高い人材が集まる拠点となる大学を構築しようとするもので、以下の内容をいずれも満たすものとします。(拠点構想の中で、これらを実現するための手順、時期等について明示すること。)

その際、「経済財政改革の基本方針2008」や「教育再生懇談会第一次報告」での記述を踏まえ、選定を行うこととします。

① 英語による授業のみで学位を取得できるコースの設置

拠点大学においては、国際競争力のある分野の学部・研究科で英語による授業のみで学位が取得できる体制が整備され、優秀な留学生が我が国の大学を目指しやすいよう、英語による授業のみで学位が取得できるコース(以下、「英語コース」という。)を大学全体で少なくとも学部・研究科それぞれに1コースずつ、本事業により新たに設置すること。

また、構想の策定に当たっては、教育研究水準を担保する観点から、以下のような取組で、特に大学院におけるプログラムでは国際競争力のある構想を含めることが望まれます。

- ー 研究面における国際的に卓越した実績を活用した取組
- ー カリキュラムの体系的な設計(学生の学習時間の実態把握や、適切な上限単位数の設定、シラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化)を行うこと など

a 英語コースにおける質の確保

英語コースにおいては、以下の点を踏まえ、教育の質を担保するための方策を採ること。

- 一. 質の高い学生を育成するため、国際的な通用性のある厳格な成績管理を図ること。
- 二. 質の高い研究内容に裏付けられた授業を提供すること。

b 英語コースへの体系的なカリキュラムの編成・導入

英語コースのカリキュラムについては、国際的に魅力あるものとし、明示された人材養成目的に沿って組織的・体系的に教育研究を行うこと。

また、当該カリキュラムの実施に際して必要な英語テキストの開発や英語文献の購入、海外の有力大学との単位互換や大学間の連携による新たな教育プログラムの実施についても、積極的に検討すること。

更に、英語コースの実施に必要な教員を確保すること。特に、新たに設置する、又は既存の英語コースにおいては、既存の外国人教員を配置するか、又は海外から優秀な外国人教員を原則として国際公募により招聘に努めること。

なお、国際的な教育研究活動実績を有する日本人教員の配置や採用に努めるとともに、海外派遣による教育研究活動への参加の機会の拡大、英語での教授法の研修・開発を図ること。

② 留学生受入のための環境整備

本事業の実施に伴う留学生の受入の拡大に備え、留学生が学業に専念できるとともに、日本での就職等が可能となるような環境を創出するため、留学生の入学から就職までの支援の窓口となる海外拠点を設置している、または設置することが確実な受入重点国を2カ国以上設定し、当該国を含めた受入計画を策定するとともに、以下のような措置を講じること。

なお、受入重点国については、留学に関する情報の提供、相談サービスの実施等とともに二国間交流の積極的な対応、同窓会の立ち上げ等が求められます。

- a 受入れを行うにあたっては、当該大学が設置したもしくは設置を予定している海外拠点においてアドバンスド・プレースメント等の活用により受入の審査を行うとともに、現地において入学を希望する者に対しては独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」を活用するなど、入学手続きまで可能となる体制を整備し、迅速に入学許可が得られるシステムなどを構築すること。
- b 留学生が入学した際に日本での生活に困らないよう、学生による学内外での手続き等の支援や学内各種資料の英訳等を積極的に推進すること。
- c 日本語、日本文化について質の高い学習機会を提供するとともに、留学生に対応する相談員やTAによるサポート体制を構築するほか、ボランティアによる支援も積極的に検討すること。（なお、TAには留学生の積極的な採用を図ることが望まれる。）
- d 当該大学で受け入れた留学生のうち日本での就職を希望する者を対象に、インターンシップ・プログラムによる日本企業での体験の場を積極的に提供する等就職支援を図ること。

③ 拠点大学の国際化

a 大学の戦略等における国際化の位置付け

大学の戦略的な目標等において、教育研究の国際化の推進を明確に位置づけ、拠点大学として、国際化を推進すること。

b 国際化に対応した事務局機能の充実

大学の教育環境の国際化、海外の有力な大学が構築するネットワークに参画するなど、本事業による国際化拠点としての取組に対応するため、事務局機能を強化するための必要な措置を講じること。

c 招聘した外国人教員や留学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、既存の事務職員の能力向上を推進すること。

- d 海外において通算して1年以上教育研究に従事した、または国外で学位を取得した日本人教員の雇用の促進が計画に盛り込まれていること。
- e 日本人学生についても、大学間交流協定等に基づく交換留学など、海外における教育や研究の機会を充実するものとし、計画を立てること。
- f 4月以外の時期の入学の推進を図ること。

#### ④ 海外における留学生受入のための海外大学共同利用事務所の整備

海外の優秀な留学生を我が国に惹きつけるため、日本の大学全体の魅力を情報発信するとともに、当該国において学生募集を行う大学のワンストップサービス業務(海外における説明会の開催や海外拠点においてテレビ会議システムを活用した入学審査時の面接の実施等)等の支援を行うことが可能となる海外大学共同利用事務所を以下の点に留意して2カ国以上設定し、留学の促進を図ること。

※本事務所は、アジア(インド、ベトナム、フィリピン)、中近東、アフリカ、北米、中南米、中央アジア、ロシア、欧州等の独立行政法人日本学生支援機構の海外事務所が所在する国以外の国又は各大学の拠点事務所が相当数所在する国以外のいずれかの国・地域に設定してください。

※文部科学省より海外大学共同利用事務所に指定された場合は、当該国において、日本の大学全体の留学生の受け入れの促進につながる支援に努めていただくこととなります。

#### ⑤ 達成目標

国民に対し、拠点の整備にかかる具体的な計画や教育研究の充実に向けた方向性を分かりやすく説明するとの観点から、中間評価、実施期間終了及び留学生30万人計画の目標年である平成32年度の各時点における達成目標について、一般国民に分かりやすい形で明確に設定すること。

本構想においては、特に以下の点について目標を設定すること。

- ・ 平成32年度までに全学として留学生比率20%程度を目安として最低でも10%を目指す。併せて、現在より1,000人以上留学生の受入れ数を増やすとともに、少なくとも2,600人以上の留学生の受入れを目指す。
- ・ 平成32年度までに全学として外国人教員比率10%程度を目安として最低でも5%を目指す。
- ・ 海外有力大学との単位互換や大学間の連携による新たな教育プログラムの実施。
- ・ 日本人学生の大学間交流協定等に基づく交換留学の拡大。
- ・ 日本人教員の海外における教育研究活動に参加する機会の拡大。

なお、拠点大学の今後の留学生受入計画における留学生数の計上に当たっては、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に加えて、以下の者についても計上することとします。また、留学生の在籍管理に問題のないよう、当該大学における適切な留学生の在籍管理のための体制の整備についても記述するものとします。

- ・ 「留学」の在留資格を有さない短期留学生(主として大学間交流協定等に基づいて母国の大学に在籍しつつ、必ずしも学位取得を目的とせず、他国・地域の大学等における学習、異文化体験、語学の習得などを目的として、概ね1学年以内の1学期又は複数学期、教育を受けて単位を修得し、又は研究指導を受ける者のほか、単位取得やサーティフィケートの取得を目的として、1学期未満又は短期滞在として留学している者)
- ・ 「日本人の配偶者等」などの在留資格により大学に在学する者
- ・ 学位や単位の取得を目的とはしないものの、大学院生レベルの教育指導を受ける外国人研究者として当該大学が受け入れている者

## ⑥ 国際化拠点の運営体制

拠点大学が世界から優秀な留学生を獲得するためには、上記①～⑤の各事項について総合的な体制整備を行うことが極めて重要であり、学部・研究科での英語による授業のみで学位取得ができる体制整備や、留学生受入れに関する体制整備、拠点整備を通じた留学生の受入れに関する概括的な国別受入計画の策定、受入れた留学生の就職や進学予測等を念頭に入れた就職支援体制など国際化拠点として我が国を代表するような取組が実施できるような運営体制となるよう必要な措置を採ること。体制整備に当たっては、本事業による支援だけでなく、拠点大学が独自に予算措置を行うなど、自主的に経費を措置することにも留意すること。

## (6) 構想の策定

① 大学における国際化を推進する構想(上記(5)①～⑥の各事項に対応する取組)を具体的に記載して申請してください。その際の構想は、当該補助金による取組だけでなく、大学独自で実施する取組や実施期間終了後の取組も含めた、総合的かつ長期的な構想として策定してください。

また、構想の策定に当たっては、大学が行っている、若しくは計画している大学改革の取組との連携を図ることが望まれます。上記の「大学改革の取組」には、大学独自の取組の他、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援の充実」の各事業も含まれます。

② 拠点となる大学において構想の実現を担う者で、構想の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ者として、「構想責任者」を選任してください。

なお、構想責任者は大学に所属する常勤の教員としてください。

## (7) 申請件数

本事業の申請については、1つの大学につき1件までとします。

なお、「大学教育・学生支援推進事業」のテーマA、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」を含めて、1つの大学につき3件まで申請することができます。

## (8) 費用

① 採択された構想に対しては、「国際化拠点整備事業費補助金」により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。

採択された構想の計画が、独立行政法人日本学術振興会及び社団法人科学技術国際交流センターより委託された「大学国際戦略本部強化事業」、文部科学省により「研究拠点形成費等補助金」、「大学改革推進等補助金」等により行われている事業に採択され、経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請する実施計画及び資金計画「計画における各経費の明細」を作成してください。

② 本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添1に示すものとします。

③ 本事業における拠点構想の事業規模は、年間8億円までを上限とします。そのうち年間4億円を補助基準額として支援を行います。

なお、拠点構想の規模、実施年に応じ、支援する経費の規模は変動するとともに、各年度の最終的な補助額は本事業の予算の状況等に応じて調整します。

また、2年経過後の平成23年度に行われる中間評価の結果は、4年次(平成24年度)以降の補助金額の決定に反映され、大幅減額や打ち切りもあり得ます。

④ 選定された大学のうち1大学を全拠点大学の推進事務局大学と位置付け、統一して対応すべき事務の調査・支援・実施に当たるものとします。

### **3.選定方法等**

#### (1) 審査手順

本補助金交付先の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会を中心に運営される「国際化拠点整備事業プログラム委員会(以下「委員会」という。)」において行います。

審査方法は、提出された申請資料による「書面審査」並びにヒアリング審査の二段階審査を経て決定します。具体的な審査方法等については、「国際化拠点整備事業審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係るヒアリング審査は、概ね6月下旬に行われる予定であり、ヒアリング対象となった大学については、別途委員会よりその旨の連絡をいたします。申請資料等の内容について責任をもって対応できる構想責任者等におかれましては、ヒアリングに対応可能な状態にしておいてください。

#### (2) 委員会による意見

選定にあたっては、委員会等の意見を踏まえ、構想についての改善のための意見を付すことがあります。

### **4.事業の実施**

(1) 選定された大学は、3.(2)でいう委員会の意見を踏まえ、構想等を必要に応じ修正の上、文部科学省へ提出してください。なお、これらについては、検討の結果、更に意見を付すことがあります。

(2) 選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとともに、中間評価年度、実施期間終了年度及び平成32年度には当該委員会等を開催し、優秀な留学生の獲得状況や外国人教員配置などの目標達成度合いを含め「国際化拠点」の実現状況につき適切な評価を行った上で、その結果を文部科学省に報告してください。

(3) 上記(2)の他、拠点大学は毎年度、構想等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。

(4) 文部科学省は、委員会の下に有識者により構成される、ワーキンググループを設置し、上記(3)の報告書の検討及び拠点大学の实地調査等を通じて、取組等の進捗状況を確認します。仮に4.(1)により提出された書類に照らし、構想等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は構想責任者に対し、改善を求めることとします。

(5) 本事業による成果については、国民・社会に対する説明責任を果たす観点から、事後評価を実施した年度に開催される一般国民を対象とした成果発表会において発表することとします。



## 5.提出書類等

本事業への申請は、独立行政法人日本学術振興会への申請書類(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。申請期間は以下のとおりです。

独立行政法人日本学術振興会への申請書類の提出期間  
平成21年5月15日(金)、5月18日(月)  
(10時から正午まで、及び、13時から17時まで)

### (1) 申請書類

別添2「平成21年度国際化拠点整備事業構想調書 作成・記入要領」に基づき、本事業の背景等を十分に踏まえて、所定の様式で調書を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

### (2) 提出方法

申請書類を、平成21年5月15日(金)、5月18日(月)(10時から正午まで、及び、13時から17時まで)の期間内に、独立行政法人日本学術振興会に提出してください。申請書類を送付する場合は、封筒に「国際化拠点整備事業申請書類在中」と朱書きの上、配達が可能である方法(配達記録、小包、簡易書留、宅配便等)で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒102-8471 東京都千代田区一番町8番地一番町第2事務室8階  
独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課  
「国際化拠点整備事業プログラム委員会事務局」  
電話:03-3263-0994

### (3) その他

- ① 提出された調書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 調書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った構想責任者について、一定期間本事業への参画を制限します。
- ③ 提出された調書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 委員会で選定されたものについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡をいたします。
- ⑤ 申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

文部科学省「個人情報保護」ホームページ

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)

## 6. その他の留意事項

### (1) 構想責任者等の留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、構想責任者及び経理等事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

#### ① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な管理を行わなければなりません。

#### ② 補助金の経理事務等

本補助金の経理等事務を適切に行うため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

#### ③ その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

### (2) 評価

2年経過後の平成23年度には中間評価を、事業期間終了後(平成26年度)には事後評価を委員会でを行います。

中間評価の結果によっては、当初計画どおり補助金が交付されなくなることがあります。(補助が打ち切られることもあります。)

なお、評価については、委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われます。

### (3) 公表等

募集締切後、申請大学名、構想の名称を公表する予定です。また、採択された構想については、構想の概要等についても公表する予定です。

事例集の作成、フォーラムの開催等を行うことを予定しておりますので、採択された大学は、ご協力ください。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属するものとします。

また、採択された大学においては、我が国を代表する国際化拠点として、構想の内容、経過、成果等を各大学のウェブサイト等を活用し積極的に公表し、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、順次更新し、高等教育の国際化の推進、留学生受入・派遣の促進など、「留学生30万人計画」の実現に向け、積極的に協力していただくこととします。

## 7. 問い合わせ先・スケジュール等

### 《公募要領その他の問い合わせ先》

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係  
(国際化拠点整備事業担当)

電話:03-5253-4111 内線2625

FAX:03-6734-3385

ホームページ:<http://www.mext.go.jp>

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

《構想調書及び審査・評価に関する問い合わせ先》

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル7F

独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課

(国際化拠点整備事業プログラム委員会事務局)

電話:03-3263-0994

FAX:03-3237-8015

ホームページ:<http://www.jsps.go.jp>

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

《スケジュール》

○調書の提出期間:平成21年5月15日(金)、5月18日(月)

(午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

○選定結果の通知(予定):平成21年6月下旬

## 経費の使途可能範囲

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。

### (1)設備備品費

「設備備品費」は、本補助事業に必要となる設備備品の購入、製造、又は据付等に必要経費です。設備備品、消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。なお、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

### (2)旅費

本補助事業に必要となる国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等です。

### (3)人件費

本補助事業に必要な謝金及び人件費です。

#### ①謝金

本補助事業を遂行するための専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。謝金の単価の算定は、補助事業者の規程等に基づき行ってください。例えば、留学生や日本人学生のTA、RAへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した外国人研究者に対する謝金等が挙げられます。

#### ②雇用等経費

本補助事業を遂行するために必要となる者(大学等の教職員を除く。)を雇用等する場合の給与等に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する英語による授業を担当するために採用した外国人教員の給与、住居手当等の諸手当、留学生が外国人教員とのコミュニケーションや、留学生への就職支援に専任の事務職員の採用に必要な賃金・手当等が挙げられます。

### (4)事業推進費

本補助事業を遂行するために必要な事業推進費として、消耗品費、借料・損料、土地建物借料、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、雑役務費、会議費、委託費、交通費が挙げられます。

#### ①消耗品費

事務用の消耗品、教育活動用の消耗品、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の購入に必要な経費です。

#### ②借料・損料

会議やシンポジウムの開催に必要な会場の借料、物品等使用料及び損料、車輛等の借上げ等に必要な経費です。

#### ③土地建物借料

土地や建物(事務所等)の賃借等に必要な経費です。例えば、拠点大学が設置する海外拠点の賃料等が挙げられます。

#### ④印刷製本費

会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に必要な経費です。

⑤通信運搬費

郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に必要な経費です。

⑥光熱水料

本補助事業に係る使用量が特定できる場合の電気料、水道料、ガス料等です。

⑦雑役務費

設備備品の改造・修繕、各種保守、人材派遣、送金手数料、講習会等への参加、翻訳(謝金による翻訳を除く。)等に必要な経費です。

⑧会議費

会議に係る飲食代、本補助事業として行われる国際会議・国際シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費です。

⑨委託費

本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を外部に委託することができます。例えば、授業評価のためのアンケート結果の集計等が挙げられます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。

⑩交通費

旅費に該当しない近距離の交通費又は乗車の回数券等の購入に必要な経費です。